

## 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人別府市シルバー人材センター(以下「センター」という)役員等の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び各委員会委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうちセンターを主たる勤務場所とする理事長及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは前号に掲げる者以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用弁償とは職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

2 前項第2号の常勤役員の勤務については次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 理事長にあっては、毎週1日、月6日以上業務に従事するものとする。
- (2) 常務理事にあっては、毎週4日業務に従事するものとする。

### (報酬等)

第3条 センターは、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 常勤役員には、月額報酬及び特別手当を支給し、その計算及びその支払いの方法、報酬の締切の時期及び支払の時期等については、センター職員の例による。

- (1) 理事長 月額 60,000 円の報酬
- (2) 常務理事 月額 200,000 円の報酬

3 非常勤役員等には、日額 3,000 円(法令の定めるところにより控除すべき金額を加算した額)をその職務を執行した当日に現金で支払うものとする。

4 事務局職員を兼ねている職員には、報酬等は支給しない。

### (報酬の額の日割計算)

第4条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用弁償)

第5条 役員等が職務の遂行にあたって負担する費用を当該各号により支給する。

- 1 公共交通機関の実費又は1Km37円とする。市外での場合は別表に定める額を支給するものとし、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。又、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 常勤役員センター事務所への交通費については、センター職員の交通費の支給等の例によるものとする。

(公表)

第6条 センターは、この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和5年7月1日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	車賃 (1 km)	日当 (1日につき)	宿泊料		食卓料 (1夜につき)
			甲 地方	乙 地方	
役員等	37円	3,300円 (ただし県内 は1,650円)	15,000円	12,500円	2,000円

備考 「甲地方」とは、東京都（特別区のみ）及び地方自治法第252条の19項第1項に規定する指定都市をいう。

「乙地方」とは。甲地方及び県内以外の地とする。